

下松地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会
流域治水部会 設置要綱

(設置)

第1条 「下松地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会」(以下、「協議会」という。) 規約第9条の規定に基づき、「流域治水部会」(以下、「部会」という。)を置く。

(目的)

第2条 近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(実施事項)

第3条 部会は、次に掲げる事項を実施し、その結果を協議会、幹事会に報告する。

- (1) 「流域治水」の全体像の共有・検討
- (2) 「流域治水プロジェクト」のとりまとめ
- (3) 「流域治水プロジェクト」に基づく対策の実施状況のフォローアップ
- (4) その他、流域治水に関して必要な事項

(組織構成)

第4条 部会は、別紙に掲げる部会員をもって構成する。

2 部会は、前項によるもののほか、必要に応じて部会員以外の者に意見を求めることができる。

(会議の公開)

第5条 部会は、原則非公開とし、部会の結果を協議会へ報告することにより、公開と見なす。

(事務局)

第6条 部会の庶務を行うため、山口県土木建築部河川課に事務局を置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項については、部会で定めるものとする。

(附則)

本要綱は、令和3年6月15日から施行する。

一部改訂、令和5年4月1日

下松地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会
流域治水部会

(部会員)

下松市 防災危機管理課

下松市 農林水産課

下松市 土木課

下松市 都市政策課

下松市 上下水道局下水道課

気象庁 福岡管区気象台 下関地方気象台

山口県 農林水産部 農村整備課

山口県 農林水産部 森林整備課

山口県 農林水産部 周南農林水産事務所

山口県 土木建築部 都市計画課

山口県 土木建築部 砂防課

山口県 土木建築部 周南土木建築事務所

山口県 土木建築部 河川課